

第 37 号 議 案

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前							
別表第 2（第 9 条関係）						別表第 2（第 9 条関係）							
番号	事務の名称	手数料の名称	区分		単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分		単位	金額
1	工鉦試験検査に係る材料の試験の実施	工鉦試験検査に係る材料試験手数料	(1) 強度試験		1 試料	<u>2,600円</u>	1	工鉦試験検査に係る材料の試験の実施	工鉦試験検査に係る材料試験手数料	(1) 強度試験		1 試料	<u>1,660円</u>
			(2) 略							(2) 略			
			(3) 組織試験							(3) 組織試験			
			ア 1 類	1 試料	<u>2,470円</u>	ア 1 類				1 試料	<u>2,380円</u>		
			イ 2 類	同	3,840円				イ 2 類	同	3,840円		
			ウ 3 類	同	6,040円				ウ 3 類	同	6,040円		
2	略						2	略					
3	工鉦試験検査に係る化学試験	工鉦試験検査に係る化学試験	定量分 析	(1) 金属鉦物類の分析試	1 試料	<u>5,210円以上</u>	3	工鉦試験検査に係る化学試験	工鉦試験検査に係る化学試験	定量分 析	(1) 金属鉦物類の分析試	1 試料	<u>5,200円以上</u>
					1 試験	<u>6,000円以下</u>						1 試験	<u>5,980円以下</u>

験の実施	験手数料	験			
		(2) 食品の分析試験			
		ア 普通	1 試料	<u>2,200円</u>	
			1 試験		
		イ 精密	同	<u>4,490円</u>	
		ウ 特殊	同	<u>6,200円</u>	
		(3) 水質分析試験			
		ア 普通	1 試料	<u>1,620円以上</u>	
			1 試験	<u>1,660円以下</u>	
		イ 複雑	同	<u>3,090円以上</u> <u>5,110円以下</u>	
		ウ 精密	同	<u>4,610円以上</u> <u>4,790円以下</u>	
		(4) その他工業原料及び製品等の分析試験	1 試料	<u>7,700円</u>	
			1 試験		
		定性分析	1 試料	<u>4,300円以上</u>	
			1 試験	<u>7,700円以下</u>	
4	工鉦試験検査に係るデザインの調整の実施	工鉦試験検査に係るデザインの調整手数料	(1) デザインの調整	1 件	1 時間以内の場合にあっては <u>4,090円</u> 、1 時間を超える場合に

験の実施	験手数料	験			
		(2) 食品の分析試験			
		ア 普通	1 試料	<u>2,190円</u>	
			1 試験		
		イ 精密	同	<u>4,400円</u>	
		ウ 特殊	同	<u>6,200円</u>	
		(3) 水質分析試験			
		ア 普通	1 試料	<u>1,610円以上</u>	
			1 試験	<u>1,650円以下</u>	
		イ 複雑	同	<u>3,090円以上</u> <u>5,110円以下</u>	
		ウ 精密	同	<u>4,600円以上</u> <u>4,780円以下</u>	
		(4) その他工業原料及び製品等の分析試験	1 試料	<u>7,690円</u>	
			1 試験		
		定性分析	1 試料	<u>4,290円以上</u>	
			1 試験	<u>7,690円以下</u>	
4	工鉦試験検査に係るデザインの調整の実施	工鉦試験検査に係るデザインの調整手数料		1 件	1 時間以内の場合にあっては <u>3,940円</u> 、1 時間を超える場合に

				あつては30分経過するごと(30分未満の場合は30分とみなす。)に2,260円を加算した額				あつては30分経過するごと(30分未満の場合は30分とみなす。)に2,170円を加算した額	
		(2) 3Dデジタル ング	1件30分	3,300円					
		(3) 点群からのモデ リング	1件30分	2,400円					
		(4) 三次元測定機プ ログラム	1件30分	3,940円					
		(5) 表面形状測定プ ログラム	1件30分	3,260円					
		(6) 連成解析	1件30分	4,800円					
5	略				5	略			
備考				略	備考				略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

専門知識が必要な機器についての手数料項目の新設及び関係経費の増減に伴い、手数料の一部について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。